

2 主な用語の説明

○ 世帯

世帯とは、調査基準日現在、同一住居又は同一敷地内の別棟に居住しており、かつ、生計を共にしている人（世帯員）の集まり、又は独立して生計を営む単身者をいう。

○ 世帯員

世帯員とは、調査基準日現在、この世帯に住んでいる人のほか、一時的に不在の人も含める。例えば、旅行中、入院中（長期療養中で医療機関に住民登録を移している人を除く。）、船員などのように、生活の本拠はこの世帯におきながら、就業等の場所のみを移動している人は世帯員に含める。

ただし、単身赴任者（出稼ぎ者及び長期海外出張者を含む。）、遊学中、別居中、収監中のように、その生活の本拠を他の地に移している人は、たとえ、日常生活上の経済関係がある場合でも世帯員には含めない。

○ 世帯類型

世帯を、その世帯員と世帯主との続柄により次のように分類した。

1 親族世帯

二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係がある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（営業使用人、家事使用人など）がいる場合もここに含まれる。

さらに、最も若い世代の夫婦とその他の世帯員との関係を基に次のように分類した。

（1）核家族世帯

- ① 夫婦のみの世帯
- ② 夫婦と子からなる世帯
- ③ 男親と子からなる世帯
- ④ 女親と子からなる世帯

（2）その他の親族世帯

- ① 夫婦と両親からなる世帯
- ② 夫婦とひとり親からなる世帯
- ③ 夫婦、子と両親からなる世帯
- ④ 夫婦、子とひとり親からなる世帯
- ⑤ 夫婦と他の親族（親、子を含まない）からなる世帯
- ⑥ 夫婦、子と他の親族（親を含まない）からなる世帯
- ⑦ 夫婦、親と他の親族（子を含まない）からなる世帯
- ⑧ 夫婦、子、親と他の親族からなる世帯
- ⑨ 兄弟姉妹のみからなる世帯
- ⑩ 他に分類されない親族世帯

2 非親族世帯

二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある人がいない世帯

3 単独世帯

世帯人員が一人の世帯のうち、世帯員の性別、年齢、配偶者の有無が明らかな世帯

○ 世帯類型（18 歳未満の子供がいる世帯）

18 歳未満の子供とその両親との同居状況により世帯を次のように分類した。

1 子供とその両親がいる世帯

（1）子供とその両親のみの世帯

（2）その他・・・（1）にその他の親族が加わった世帯

2 ひとり親を含む世帯

（1）母子を含む世帯

① 子供とその女親のみの世帯

死別、離別、その他の理由（未婚や単身赴任などによる別居等）により、現に配偶者がいない女親と 18 歳未満の子のみによって構成されている世帯

② その他

（1）の①に 18 歳以上の子又はその他の親族が加わった世帯

（2）父子を含む世帯

① 子供とその男親のみの世帯

死別、離別、その他の理由（未婚や単身赴任などによる別居等）により、現に配偶者がいない男親と 18 歳未満の子のみによって構成されている世帯

② その他

（2）の①に 18 歳以上の子又はその他の親族が加わった世帯

3 子供の両親がいない世帯

4 子供がいない世帯

○ 世帯類型（65 歳以上の高齢者がいる世帯）

65 歳以上の高齢者のいる世帯の状況を次のように分類した。

1 高齢者のみの世帯

（1）ひとりぐらし高齢者世帯

（2）高齢者夫婦のみの世帯

（3）その他の高齢者のみの世帯

2 高齢者がいる世帯

（1）夫婦のみの世帯

（2）高齢者と配偶者のない子の世帯

（3）高齢者と配偶者のある子の世帯

（4）高齢者と配偶者のない子と孫のいる世帯

（5）高齢者と配偶者のある子と孫のいる世帯

（6）その他の世帯

3 高齢者がいない世帯

○ 世帯類型（高齢者・父子・母子世帯）

世帯の状況を世帯員の世帯類型により次のように分類した。

- 1 高齢者世帯
65 歳以上の人のみで構成するか、又はこれらに 18 歳未満の人が加わった世帯
- 2 母子世帯
死別、離別、その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 18 歳以上 65 歳未満の女親と 18 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 3 父子世帯
死別、離別、その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 18 歳以上 65 歳未満の男親と 18 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 4 その他の世帯・・・上記 1～3 以外の世帯

○ 保育・教育の状況

- 1 認可保育所
保護者が児童（0 歳～小学校就学前）の世話をすることができない事情があるとき、保護者に代わって保育する施設で、区市町村が設置したもの及び認可を受けているもの。
- 2 認証保育所
多様化している保育ニーズに柔軟に対応するため、大都市の特性に着目した東京都独自の認証基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設。
- 3 認定こども園
幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子供を保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能 ②地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定又は認可を受けた施設。
- 4 認可外保育施設（ベビーホテルなど）
いわゆる無認可保育所、事業所内保育施設、ベビーホテル等に預けている場合をいう。
- 5 保育ママ（家庭的保育）
保護者が勤めているなどの理由で保育を要する 3 歳未満の児童を、保育の知識や経験を持ち、一定の資格要件を満たすとして、区市町村長が認定した人が、主に自宅で保育をする。

○ 従業上の地位

就業者の従業上の地位によって、次のように分類した。

- 1 自営業
個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士、著述家などを営んでいる人及びそれを手伝っている家族をいう。
- 2 正規の職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれている人をいう。
- 3 会社・団体等の役員
会社の社長、取締役、監査役、団体などの理事（長）、幹事などの役員をいう。
- 4 パート・アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人をいう。

5 労働者派遣事業所の派遣職員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいう。

6 契約社員・嘱託

契約社員とは、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている人、雇用期間の定めのある人をいう。嘱託とは、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

○ 医療費助成

1 乳幼児医療費助成【区市町村制度】

6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児（義務教育就学前までの乳幼児）を対象として医療費助成を行う制度をいう。

2 義務教育就学児医療費助成【区市町村制度】

6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（義務教育就学期にある児童）を対象として医療費助成を行う制度をいう。

3 ひとり親家庭等医療費助成【区市町村制度】

次のいずれかに該当する人で、各種医療保険の加入者に対して行われる医療費助成制度をいう。（①児童を監護しているひとり親家庭の母又は父、②両親がいない児童などを養育している養育者、③ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で、18歳に達した日の属する年度の末日（障害がある場合は20歳未満）までの者）

4 高校生等医療費助成【区市町村制度】

15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある高校生等（高校在学中か否かを問わない）を対象として医療費助成を行う制度をいう。

5 心身障害者（児）医療費助成【都制度】

国民健康保険の被保険者及び健康保険など各種医療保険の被保険者又は被扶養者で、身体障害者手帳1級・2級の人（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害の内部障害者は3級の人も含む。）、愛の手帳1度・2度の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人を対象として医療費助成を行う制度をいう。

6 難病医療費等助成【国制度・都制度】

指定されている難病等にかかっている人を対象として、医療費等の全部又は一部を助成する制度をいう。

7 B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成【都制度】

東京都が指定する肝臓専門医療機関でB型・C型肝炎のインターフェロン治療等を要すると診断された人を対象として医療費助成を行う制度をいう。

8 自立支援医療（精神通院医療）【国制度・都制度】

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人を対象として、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療に係る費用について、各種医療保険等と公費で負担する制度をいう。

○ 加入している保険の種類

医療保険の加入状況（種類）により、次のように分類した。

1 国民健康保険

（１）都・区市町村

都・区市町村が運営し、地域内の一般住民を対象としているものに加入している場合をいう。

（２）国民健康保険組合

同種の事業又は業務に従事するもので組合を設立し、その組合員を対象とするものに加入している場合をいう。

2 国民健康保険以外

（１）協会けんぽ

主として民間会社（中小企業）に勤務する人が加入している。

なお、臨時的に雇用される人や季節的業務に雇用される人などについては、「日雇特例被保険者」として協会けんぽが適用されるので、ここに含める。

社会保険庁が運営していた「政府管掌健康保険」は、平成 20 年 10 月より全国健康保険協会へ移管され、「全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）」に変わっている。

（２）健康保険組合

主として民間会社（大企業）に勤務する人が加入している。JR 各社、NTT 各社、日本たばこ産業株式会社（JT）に勤務する人も、平成 9 年以降はここに含まれている。

（３）共済組合

国の機関や地方自治体、公立・私立の学校、教育委員会、警察に勤務する人が加入している。

（４）船員保険

船員として 5 トン以上の船舶の所有者に使用される人が加入している。

（５）後期高齢者医療制度

75 歳以上の人、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があり都道府県広域連合の認定を受けた人が加入している。

（６）その他

国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度のいずれにも加入していない人。（自衛官本人、生活保護を受けている人等）

○ 医療機関の種類

1 病院

20 人以上の患者を入院させるための施設を有する医療機関をいう。(医療法 1 条の 5)

2 診療所

患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有する医療機関をいう。(医療法第 1 条の 5)

○ 身体障害者手帳

身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として交付されている。

手帳の等級には 1 級から 6 級までがあり、各等級は指数化され、2 つ以上の重複障害のある場合は、重複する障害の合計指数により決定される。肢体不自由の 7 級の障害 1 つのみでは、手帳は交付されない。

○ 愛の手帳

知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けている。手帳の程度は 1 度（最重度）から 4 度（軽度）までに分類されている。

なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。

○ 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証する手帳を交付することにより、手帳の交付を受けた人に対し各方面の協力を得て各種の支援を講じやすくし、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付されている。

手帳の程度は 1 級から 3 級に分類されている。

○ 身体障害の種類

身体障害者手帳に記載されている障害の種類により、次の 9 種類に分類した。

1 視覚障害

2 聴覚障害

3 平衡機能障害

4 音声・言語・そしゃく機能の障害

5 上肢機能障害

6 下肢機能障害

7 体幹機能障害

8 脳原性運動機能障害（脳性麻痺または乳幼児期以前に発現した脳性麻痺と類似の症状）

9 内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の機能の障害、免疫機能障害）

○ 住居の種類

住居の種類は住宅の所有関係により次のように分類した。

1 持家

(1) 持家（一戸建て）

世帯主又は世帯員名義の住宅で、1建物1住宅であるもの

(2) 持家（分譲マンション等）

分譲の民間共同住宅（マンション）や分譲の公社・公団住宅をいう。

2 借家・賃貸住宅

(1) 都・区市町村の公営賃貸住宅

(2) 都市再生機構・住宅供給公社などの公的賃貸住宅

(3) 民間賃貸住宅（一戸建て）

(4) 民間賃貸住宅（共同住宅）

(5) 社宅等の給与住宅

勤め先の会社・官公庁や雇主などが所有又は管理している住宅（独身寮を含む。）をいう。

3 高齢者向け住宅

シルバーピア、高齢者向けの優良賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホームなどをいう。

○ 世帯収入の種類

1 仕送り

仕送りには、単身赴任者を送り出している世帯などで、単身赴任をしている人の給与振込口座から生活費等として毎月決まって引き出す場合も含む。

また、現金だけでなく、品物によるものも含む。

2 その他の社会保障給付金・雇用保険

「社会保障給付金」は、医療保険からの傷病手当金・出産手当金・休業手当金など、労働者災害補償保険法等による各種補償費、児童手当法等による各種手当をいう。

また、「雇用保険」は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付等をいう。

○ 加熱式たばこ

たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるものをいう。（たばこ葉を使用せず、装置内または専用カートリッジ内の液体（リキッド）を電気加熱させ、蒸気を発生させる電子たばこは含まない。）

○ 健康食品

健康の維持や増進に役立つものとして販売・利用されている食品全般のこと。

例えば、特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品、機能性表示食品、栄養補助食品、サプリメント、ダイエット食品等がある。

○ 特定健康診査

40 歳から 74 歳までの被保険者とその被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に注目し、糖尿病など生活習慣病の発生リスク（危険性）の高い人を早期に発見するために実施される健診のこと。

○ 特定保健指導

1 対象者

特定健康診査を受けた人のうち、以下に該当する人を対象としている。

腹囲	血糖、脂質、 血圧	喫煙歴	対象	
			40-64 歳	65-74 歳
男性 85 cm 以上・ 女性 90 cm 以上の方	2 つ以上該当		積極的 支援	動機付け 支援
	1 つ該当	あり なし		
男性 85 cm 未満・ 女性 90 cm 未満の方で、 BMI (体重(kg) / 身長(m) ²) が 25 以上の方	3 つ該当		積極的 支援	動機付け 支援
	2 つ該当	あり なし		
	1 つ該当			

2 指導の種類

動機付け支援：原則 1 回の個別支援やグループ支援により、対象者本人が健康状態を自覚し、生活習慣改善のための行動目標を設定し、取組めるように支援を行う。

積極的支援：対象者本人が生活習慣の改善に取り組めるよう、個別支援（面接や電話、メール等）やグループ支援により 3 か月以上の継続的な支援を行う。

○ 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス検査は、B 型・C 型肝炎ウイルスへの感染の有無を調べる血液検査。感染すると、気づかぬうちに肝臓の炎症が進み、慢性肝炎となり、肝硬変や肝臓がんに進行する場合があるが、検査で感染を発見し、早期の受診、適時適切な治療につなげることで、進行を抑えることや完治することが期待できる。

○ がん医療対策

1 緩和ケア

がん治療の初期段階から、がん患者の身体的・精神的・社会的な苦痛を取りのぞき、患者と家族にとって、自分らしい生活を送れるようにするための医療。

2 医療連携体制

高度なガン医療を提供できる病院、地域の病院、かかりつけ医等、必要に応じて各医療機関が連携し、切れ目のない医療の提供を行うこと。

3 がん登録

今後のがん治療に役立てるため、ひとりひとりのがん患者に関する診断・治療データや、その後の経過、生存状況について、統計情報を得るもの。

○ リハビリテーション

1 回復期リハビリテーション

脳卒中や骨折などの病気で、急性期治療が終わって、リハビリが必要（家に帰れる状態ではない等）な場合に、入院してリハビリテーションを行うこと。

2 通所・通院リハビリテーション

施設や医療機関に通って行うリハビリテーションのこと。

3 訪問リハビリテーション

理学療法士等が自宅を訪問して行うリハビリテーションのこと。

○ 在宅医療

1 訪問診療

自宅において療養を行っていて、通院が困難な場合に、定期的に医師が訪問して行う診療のこと（歯科においては、歯科医師が居宅を訪問して行う診療のこと）。

2 訪問看護

自宅において継続して療養を受ける場合に、看護師等が自宅に訪問して行う看護（療養上の世話または必要な診療の補助）のこと。

○ 保健医療政策

1 8020 運動（歯科）

おいしく食べて、健康で長生きをするために一生自分の歯を保つことを目指して「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動。厚生労働省と日本歯科医師会の呼びかけで、平成元年から進められている。

2 特定健診・特定保健指導

40歳から74歳の方にメタボリックシンドロームに着目した健診を受けていただき、その結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施するもの。平成20年度から医療保険者が実施している。

3 フレイル

加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態をいうが、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。

4 緩和ケア

がん治療の初期段階から、がん患者の身体的・精神的・社会的な苦痛を取りのぞき、患者と家族にとって、自分らしい生活を送れるようにするための医療。

5 がん登録

今後のがん治療に役立てるため、ひとりひとりのがん患者に関する診断・治療データや、その後の経過、生存状況について、統計情報を得るもの。

6 東京都がんポータルサイト

患者・家族の医療機関の選択や療養上の悩みの解決、都民のがんに対する理解の促進を支援するため、がんに関する各種の情報を掲載したポータルサイト。

7 救急医療の東京ルール

迅速・的確な救急医療体制の確保に向け、東京都が平成 21 年度から開始した新たな取組。救急患者受入のための仕組みの強化や、救急医療の適正利用に向けた普及啓発などからなる。

8 救急搬送トリアージ

救急車を呼んだ時に、緊急性の認められない傷病者に対して、本人の同意の上で、自分で医療機関に行ってもらうシステム。

9 救急外来トリアージ

専門的な知識をもった看護師等が、救急外来で診療の優先順位を判断し、緊急度が高い患者を優先して診療をするシステム。

10 COPD（慢性閉塞性肺疾患）

COPDは、有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患。主な原因は喫煙で、他に粉塵や化学物質などが考えられる。重症化すると、酸素吸入が必要になるなど、生活に大きく影響する。

11 保険適用による禁煙治療

一定の条件（ニコチン依存のスクリーニングテストで「ニコチン依存症」と診断される等）を全て満たして医師が必要と認めた場合、禁煙補助薬（ニコチンパッチやバレニクリン）の処方や禁煙実行のためのアドバイスなどの禁煙治療が一定期間保険適用となる。

12 とうきょう健康ステーション

都民の健康づくりを支援するため、生活習慣をチェックできるコンテンツや、がんなどの生活習慣病に関する情報などを掲載したポータルサイト。

13 妊娠相談ほっとライン

妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等が電話またはメールで相談に応じている。

14 不妊・不育ホットライン

不妊・不育に関する悩みについて、専門のカウンセラーが電話で相談に応じている。

15 「東京都こども医療ガイド」

主に0歳から就学前までの子供の「病気やけがの対処の仕方」「病気の基礎知識」「子育てアドバイス」等の情報提供を行っているホームページ。携帯電話やモバイル端末でも利用することができる。

16 子供の健康相談室（小児救急相談）（＃8000）

子供の健康・救急に関する相談に、経験豊富な保健師や助産師が答えている。また、必要に応じて小児科医師が対応する。（電話相談のため、医師が診断をするものではない。）

17 救急相談センター（＃7119）

救急車を呼んだ方がいいかどうか判断に迷った時に、救急隊経験者や看護師等がアドバイスをするシステム。

18 「暮らしの中の医療情報ナビ」

医療を受ける際の仕組みや医療費について、正しく理解し、医療機関への適切な受診を支援するため、小冊子やホームページによる情報提供を行っている。

19 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」（電話案内）

医療機能情報提供制度により、都内の医療機関から報告を受けた情報を電話・ファクシミリで案内している。

20 「医療情報ネット（ナビイ）」

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度により、医療機関・薬局から報告を受けた情報をインターネットを通じて公表している全国統一的な情報提供システム。診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関・薬局を検索することができる。

3 主な表記省略・補足一覧

調査票② 健康と医療に関する実態と意識

設問番号	項目	本文中の表記	調査票の表記
問 16-2	特定健康診査の種類	職場の事業主（又は加入する医療保険者）が実施する健診（医療機関で行う場合を含む。）	職場の事業主（または加入する医療保険者（1 以外））が実施する健診（医療機関で行う場合を含む。）
問 16-3	特定健康診査結果の指摘内容	糖尿病 脂質異常 指摘なし	糖尿病（血糖値が高い） 脂質異常（中性脂肪が高い・HDL コレステロールが低い・LDL コレステロールが高い） 1～4 の指摘はなかった
問 16-4-1	特定保健指導の種類	動機付け支援 積極的支援	動機付け支援（面談などによる、1 回の指導） 積極的支援（面談、電話、メールなどにより 3 か月から 6 か月の間、継続的に行われる指導）
問 34	保健医療関連施策等について	特定健康診査・特定保健指導	特定健診・特定保健指導

4 東京都福祉保健基礎調査の実施状況（過去10年）

年度	調 査 名	調査基準日	調査対象・客体数	調 査 事 項	
27	高齢者の生活実態	H27. 10. 14	65歳以上の在宅高齢者 6,000人	1 基本事項 2 健康状態について 3 医療について 4 介護サービス等について 5 認知症について 6 住まいについて	7 コミュニケーションについて 8 不安や悩み事について 9 社会参加について 10 就労について 11 経済状況について 12 行政への要望について
28	都民の生活実態と意識 （福祉のまちづくり）	H28. 10. 12	6,000世帯 上記世帯の20歳以上の世帯員	1 世帯と世帯員の状況 (1) 世帯の状況 世帯の構成、住居の状況、 経済の状況 (2) 世帯員の状況 保育・教育の状況、手帳の 取得状況、就業の状況、介護 等の状況	2 福祉のまちづくりに関する意識 (1) ユニバーサルデザインについて (2) 住まい・外出先のバリアフリー の状況について (3) 子育て支援・児童虐待について (4) 障害者支援について (5) 地域福祉について
29	東京の子供と家庭	H29. 10. 11	小学生までの子供を養育する 両親世帯 4,800世帯 20歳未満の子供を養育する ひとり親世帯 1,200世帯 上記世帯の子供の養育者 10,800人	1 世帯と世帯員の状況 (1) 調査世帯の概況等 (2) 就学前の子供がいる世帯 (3) 小学生の子供がいる世帯 2 20歳未満の子供を養育 するひとり親世帯の状況	3 子育てに関する実態と意識 (1) 就労について (2) 育児休業制度 (3) 子育てに感じて感じること (4) 地域における子育て (5) 家族のコミュニケーション (6) 夫婦の家事・育児分担 (7) 東京の子供・子育て支援について
30	障害者の生活実態	H30. 10. 17	18歳以上の 身体障害者 4,000人 知的障害者 1,200人 精神障害者 1,200人 難病患者 1,200人	1 対象者の概況 2 障害の状況、健康医療 3 日常生活の状況 4 就労の状況 5 障害者総合支援法による 障害福祉サービス等	6 施設入所 7 地域生活と社会参加など 8 災害関係
令和 元	都民の健康と医療に 関する実態と意識	R1. 10. 16	6,000世帯 上記世帯の20歳以上の世帯員	1 世帯と世帯員の状況 (1) 基本的属性 (2) 就業の状況 (3) 医療機関の受診状況 (4) 住居の種類 (5) 世帯の年収額 など	2 健康と医療に関する意識 (1) 食生活、運動など生活習慣 (2) 特定健康診査・がん検診などの 受診状況 (3) 医療情報について (4) がん医療・在宅医療・リハビリ テーション医療について (5) 都の保健医療関連施策の認知度 など
2	高齢者の生活実態	R2. 10. 14	65歳以上の在宅の高齢者 6,000人	1 基本事項 2 健康状態について 3 医療について 4 介護サービス・介護予防など 5 認知症について 6 住まいについて 7 コミュニケーションについて	8 生きがいについて 9 不安や悩み事について 10 社会参加について 11 就労について 12 経済状況について 13 災害関係について 14 行政への要望について
3	都民の生活実態と意識 （福祉のまちづくり）	R3. 10. 13	6,000世帯 上記世帯の20歳以上の世帯員	1 世帯と世帯員の状況 (1) 世帯の状況 世帯の構成、住居の状況、 経済の状況 (2) 世帯員の状況 保育・教育の状況、手帳の 取得状況、就業の状況、介護 等の状況	2 福祉のまちづくりに関する意識 (1) ユニバーサルデザインについて (2) 住まい・外出先のバリアフリー の状況について (3) 子育て支援・児童虐待について (4) 障害者支援について (5) 地域福祉について
4	東京の子供と家庭	R4. 10. 12	小学生までの子供を養育する 両親世帯 4,800世帯 20歳未満の子供を養育する ひとり親世帯 1,200世帯 上記世帯の子供の養育者 10,800人 上記世帯の子供のうち 小4から中3まで	1 世帯と世帯員の状況 (1) 調査世帯の概況等 (2) 就学前の子供がいる世帯 (3) 小学生の子供がいる世帯 2 20歳未満の子供を養育 するひとり親世帯の状況 3 子育てに関する実態と意識 (1) 就労について (2) 育児休業制度 (3) 子育てに関して感じること	(4) 地域における子育て (5) 家族のコミュニケーション (6) 夫婦の家事・育児分担 (7) 東京の子供・子育て支援について 4 子供の生活状況と意識 (1) 興味・関心があること (2) 心配ごとや悩みごとの相談先 (3) 学校生活について (4) 家庭生活について
5	障害者の生活実態	R5. 10. 11	18歳以上の 身体障害者 4,000人 知的障害者 1,200人 精神障害者 1,200人 難病患者 1,200人	1 基本的属性 2 障害の状況、健康・医療 3 日常生活の状況 4 就労の状況、経済基盤 7 社会参加等、情報の入手や コミュニケーションの手段	5 障害者総合支援法による障害福祉サービス等、 介護保険制度におけるサービス等 6 施設入所（施設入所者対象） 7 その他の福祉サービス等 8 災害関係
6	都民の健康と医療に 関する実態と意識	R6. 10. 16	6,000世帯 上記世帯の20歳以上の世帯員	1 世帯と世帯員の状況 (1) 基本的属性 (2) 就業の状況 (3) 医療機関の受診状況 (4) 住居の種類 (5) 世帯の年収額 など	2 健康と医療に関する意識 (1) 食生活、運動など生活習慣 (2) 健診・がん検診・肝炎ウイルス 検診などの受診状況 (3) 医療情報について (4) がん医療・在宅医療・リハビリ テーション医療について (5) 都の保健医療関連施策の認知度 など